



子育てのための施設等利用給付制度のご案内



幼稚園の預かり保育や**保育園等の一時預かり保育**、**認可外保育施設**を利用される方で、無償化の給付を受ける方は、利用する日までに「認定」の申請が必要です。

※利用日に市内に住民登録（保護者とお子さん）がないと、認定できません。

※認定開始日は、認定の申請日以降となり、認定開始日を遡って申請はできませんのでご注意ください。

保育の必要性の認定とは

入園希望のお子さん		利用する施設		必要な支給認定区分
3～5歳	保育の必要がない場合	幼稚園（預かり保育） 認定こども園（預かり保育） 一時預かり保育 認可外保育施設 等		認定は受けられません。
	保護者の就労等で 保育を必要とする場合			新2号認定
0～2歳	保護者の就労等で 保育を必要とする場合	一時預かり保育 認可外保育施設 等		新3号認定

※0～2歳のお子さんの場合は、住民税世帯非課税のみが対象となります。（4月1日時点の年齢）

保育の必要性の要件（認可保育所の利用と同等の要件です）

保育の必要な事由	基 準	添付書類
就労	○月48時間以上の就労 居宅外就労：居宅外で仕事をするを常態としている 居宅内就労：居宅内で児童と離れて日常の家事以外の仕事をするを常態としている （例：自宅での自営業・農業・内職など）	☐ 就労証明書 ※経営者と親族関係が有る場合は下記書類の写しも添付 ☐ 社会保険証 または ☐ 源泉徴収票 ※自営業の場合は下記の書類の写しも添付 【自営業主】 ☐ 事業所得のある直近の確定申告、営業証明、開業届 など、事業主である証明の写し ☐ 事業所の所在地が確認できる書類 【協力者（家族従業員）】 ☐ 専従者の記載のある確定申告や、源泉徴収票など、就労が確認できるもの ☐ 事業所の所在地が確認できる書類
妊娠・出産	○妊娠中であるかまたは出産後間がない ※出産前8週の属する月の1日～出産後8週を経過した日の属する月末までで、家庭で保育できない場合 ※多胎の場合は、産前14週から産後14週	☐ 母子手帳の写し （父母名・出産予定日の頁）
疾病・障がい	○保護者が疾病もしくは負傷のため、または心身に障がい有している	☐ 診断書（治療期間を明記）、各種認定証、受給者証の写し又は身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写しのいずれか
介護・看護等	○親族が、長期にわたり疾病の状態にある ○心身に障がい有し、児童の保護者が介護している。	☐ 診断書（治療期間を明記）、介護認定証の写し又は身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写しのいずれか ☐ 介護・看護の状況表 ☐ 介護・看護スケジュール表
災害復旧等	○震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている	☐ 罹災証明書他 ※必要に応じて
求職活動等	○求職活動または起業の準備を継続的に行っている ※認定後3か月まで（求職活動期間が3か月を超える方はご相談ください）	☐ 確約書
就学	○就学している	☐ 在学証明書または学生証の写しなど、在学期間のわかるもの
育児休業	○育児休業をする場合で、すでに幼稚園の預かりや認可外保育施設を継続的に利用しているお子さんがいて、その後も継続利用が必要な場合（0～2歳の「育児休業」による保育必要事由は認められません。ただし、在園中で、かつ年度内に仕事復帰を就労証明書で確認できる場合に限り、継続利用を可とします）	☐ 就労証明書 （育児休業期間と就労復帰予定日記載のもの）
その他	○産後翌月から6か月以内などで保育の必要な事由として、市が認める場合	☐ 母子手帳の写し （父母名・出産予定日の頁） ※ その他、診断書等理由に応じた書類

※一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポート事業のみを利用の方で下のお子さんが育児休業を取得する場合は、上記の取り扱いに該当しません。

手続きのイメージ

認定申請	施設等利用給付を受けるためには、施設等利用給付の「認定」を受ける必要があります。 ※認定開始日の遡りはできませんので、必ず施設利用開始前に申請をしてください。
審査	提出された書類の内容を確認します。 提出書類の不足、不備がある場合は市役所から別途ご連絡させていただき確認いたします。
認定通知	審査後、認定要件を満たしていた場合、認定通知を送付いたします。認定申請をされてから認定通知の送付までに時間がかかる場合があります。 ※対象とならない場合は、却下通知が送付されます。
給付（請求）	給付（請求）の手続きは施設・事業により異なります。 認定を受ける以前の利用分（有効な認定期間外の利用分）についての給付はできません。
現況届の提出	2号または3号認定を受けた方は、法令の定めにより、年に一度「保育を必要とする事由」の状況を確認するため、現況届の提出が必要です（対象者宛に通知を送付いたします）。提出期限までに提出がない場合、認定取消の対象となり、取消後の利用分については、給付を受けることができませんのでご注意ください。

幼稚園の預かり保育を利用される場合

- ・3歳から5歳までの「保育の必要性の認定」を受けたお子さん

①利用開始日までに、「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第2号・第3号）」に必要事項を記入し、就労証明書などを添付して、保育幼稚園課に提出してください。就労証明書等添付書類が遅れる場合は、必ずお問い合わせください。

※甲南幼稚園の預かり保育を利用する方は、甲南幼稚園に提出をお願いします。
また提出される際は、申請書と身元確認のための書類の写し（マイナンバーカードや運転免許証、パスポートなどの顔写真つきのもの）を封入して、就労証明書等と一緒に提出してください。

②市から「認定通知書」を交付します。

③利用料を幼稚園にお支払いされましたら、「提供証明書」及び「領収書」が幼稚園から発行されますので、大切に保管してください。

④市へ償還払いの手続きをしてください。※償還払いの請求様式は別にあります。
（利用される幼稚園が法定代理受領する場合は、手続きはありません）



【無償化利用料のお支払いについて】

幼稚園の預かり保育の利用日数に応じて、「450円×利用日数」（月額最大11,300円まで）の範囲で預かり保育の保育料が無償化されます。

※預かり保育中の給食代やおやつ代は、全ての方が有料になります。（無償化制度の対象外です。）

一時預かり保育や認可外保育施設を利用される場合

①利用開始日までに、「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第2号・第3号）」に必要事項を記入し、就労証明書などを添付して、保育幼稚園課に提出してください。
（郵送での受付も行いますが、個人番号の記載など個人情報のため、送り先の誤りなどに気をつけてください。また、昼間に連絡のとれる連絡先をご記入ください。）
就労証明書等添付書類が遅れる場合、お問い合わせください。

※提出される際は、申請書と身元確認のための書類の写し（マイナンバーカードや運転免許証、パスポートなどの顔写真つきのもの）を、就労証明書等と一緒に提出してください。

②市から「認定通知書」を交付します。

③利用料を一時預かり保育施設等にお支払いされましたら、「提供証明書」及び「領収書」が施設から発行されますので、大切に保管してください。

④市へ償還払いの手続きをしてください。※償還払いの請求様式は別にあります。
（利用される施設が法定代理受領する場合は、手続きはありません）

【無償化利用料のお支払いについて】

3歳から5歳までのお子さんは月額37,000円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯のお子さんは月額42,000円までの保育料が無償化されます。

※通常、保育園や幼稚園、地域型保育等をご利用の方は、対象外ですのでご注意ください。

償還払いの手続きについて（無償化利用料のお支払いについて）

①利用した月の翌月に、施設から「提供証明書」及び「領収書」を受け取り、「施設等利用費請求書（償還払い用）」を添えて、居住地の市役所へ請求をしてください。

※2～3ヶ月分をまとめて請求することも可能です。ただし、前年度の利用分については、翌年度の5月末日までに請求いただきますようお願いいたします。

※複数の施設を利用されている方は、まとめて請求をお願いします。

②請求書を市で受付した後、無償化分の利用料を指定の口座にお支払いします。
※指定の口座は代表保護者名義の口座でお願いします。

申請者の方へ この書類を施設に提出する場合は

記入例

提出日

令和 年 月 日

子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第2号・第3号)
(宛先) 甲賀市長

【申請にあたって同意していただく事項】

1. 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査及び申請者や同居親族の市町村民税課税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。

2. 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。

3. 子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。

4. 新年度4月利用開始の場合、黒のボールペンで記入してください。【消えるペン是不可】

5. 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。

6. 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める事業（専任型保育事業）の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前

以上のことに同意し、保護者の就労、疾病その他の理由により、幼稚園・認定こども園、保育学校(預かり保育事業)等を利用給付認定を受けるので、子ども・子育て施設、一

保護者の代表名を署名してください。自署の場合は押印は不要です。

施設利用を開始する日を記入

※1. 子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める事業（専任型保育事業）の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

		認定希望日（施設利用開始日）		令和 年 月 日	
保護者	フリガナ	コウカ タロウ	申請子どもとの続柄	居住地	〒 528 - 8502
	氏名	甲賀 太郎		甲賀市水口町水口6053	
	※ 自署の場合は印は不要です。		現住所が市外の場合 市内転入後の住所	〒	
	日中の連絡先（電話番号）＊確実に連絡の取れる順に		生年月日	昭和54 年 8月 8日	
	①	090-9999-9999	②	080-0000-	個人番号 (マイナンバー)
申請子ども	フリガナ	アキ ヒカル	現住所	〒 -	個人番号(マイナンバー)
	氏名	甲賀 光	申請者と異なる場合のみ記載		
	生年月日	平成 30 年 9 月 20 日			333333333333
認定種別	☒ 申請子どもは、認定希望日時時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過している(第2号) ☐ 申請子どもは、認定希望日時時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある(第3号)				
保育を必要とする理由	該当する□にレ点を付けて下さい。				
	(子から見た続柄) 父・母・その他 ()	☒ 就労	☐ 妊娠出産	☐ 疾病障害等	☐ 介護看護

上記「認定種別」が(第3号)に該当する場合に記入して下さい。

認定希望日の 当年1月1日現在の住所 ※2	(父親)	☐ 現住所と同じ	(母親)	☐ 現住所と同じ
認定希望日の 前年1月1日現在の住所 ※3	(父親)	☐ 現住所と同じ	(母親)	☐ 現住所と同じ

※2.3. 現住所と異なる場合は、記入した住所地の市町村で発行される当(前年)1月1日を賦課年度とする市町村民税所得割額がわかる証明書（課税証明書など）を添付して下さい。

同居者を全員記入して下さい。※個人番号欄は、上記「認定種別」が(第3号)に該当する場合に、父母及び生計の中心者のみ記入して下さい。

(生計の中心者の番号に○を付けて下さい)		フリガナ 氏名	申請子どもとの続柄	生年月日	就労・通学・通園先 又は単身赴任先	要介護認定又は 障害者手帳
	①	アキ タロウ 甲賀 太郎	父	個人番号 大正 昭和 令和 54 年 8 月 8 日	株〇〇〇	☐ 有
	2	アキ メグミ 甲賀 めぐみ	母	個人番号 大正 昭和 令和 54 年 10 月 8 日	△△△事務所	☐ 有
	3	アキ ミライ 甲賀 未来	兄	個人番号 大正 昭和 令和 26 年 4 月 3 日	◎◎小学校	☐ 有
	4	アキ イロウ 甲賀 一郎	祖父	個人番号 大正 昭和 令和 24 年 4 月 10 日	無し	☐ 有
	5	アキ ジロウ 甲賀 二郎	叔父	個人番号 大正 昭和 令和 57 年 9 月 24 日	株〇△〇	☐ 有
	6					☐ 有
7					☐ 有	

同住所の方を全員記入してください。別世帯・別棟であっても記入は必要です。個人番号は申請子どもが0～2歳（4月1日時点）の場合に記入してください。

<必ず裏面も記入して下さい>

幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部を利用する(予定含む)方は記入して下さい。

フリガナ	□□□幼稚園	所在地	〒 〇〇〇 ― 〇〇〇〇 市 〇 番地	利用を開始する日を記入
施設名	□□□幼稚園	利用開始予定日	令和 年 月 日	

認可外保育施設、一時預かり事業所等を利用する(予定含む)方は記入して下さい。

フリガナ 施設名		所在地	利用開始予定日
	病児保育・子育て援助活動	〒 ― TEL: ― ―	年 月 日
	認可外 ・ 一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒 ― TEL: ―	利用を開始する日を記入
	認可外 ・ 一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒 ― TEL: ―	
	認可外 ・ 一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒 ― TEL: ―	年 月 日
	認可外 ・ 一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒 ― TEL: ―	年 月 日

認可外保育施設、一時預かり保育
を利用される場合は、施設名・所
在地等を記入してください。

預かり保育を利用される場合は、
通園されている幼稚園名等を記
入してください。

父母の保育を必要と
する理由を記入して
ください。

保育を必要とする理由に応じて記入して下さい。

		父親の状況		母親の状況	
就 労	就 労 種 別	☐ 居宅外労働 ☐ 自 営 ⇒ ☐ 自宅 ☐ 中心者 ☐ 自宅以外 ☐ 協力者 ☐ 内職 ☐ その他： ()		☐ 居宅外労働 ☐ 自 営 ⇒ ☐ 自宅 ☐ 中心者 ☐ 自宅以外 ☐ 協力者 ☐ 内職 ☐ その他： ()	
	通 勤 手 段 ・ 時 間	通勤手段 徒歩・自転車・バス・自動車・電車・その他 () ※複数手段がある場合は全てに○をつけて下さい。	通勤時間 約 分 (往復時間を記入して下さい。)	通勤手段 徒歩・自転車・バス・自動車・電車・その他 () ※複数手段がある場合は全てに○をつけて下さい。	通勤時間 約 分 (往復時間を記入して下さい。)
妊娠・出産 (申請時点)				☐ 無 ☐ 有 ⇒ (予定日) 年 月 日	
疾病・障害 等		(疾病・障害名) (手帳交付) ☐ 有 ☐ 無		(疾病・障害名) (手帳交付) ☐ 有 ☐ 無	
介 護 ・ 看 護	被介護者名	(申請子どもとの続柄：)		(申請子どもとの続柄：)	
	傷病・障害名				
	受診等 の状況	☐ 入院中 通院(月・週 回) ☐ 通所・通学(週 回) 施設名 ()		☐ 入院中 通院(月・週 回) ☐ 通所・通学(週 回) 施設名 ()	
	災害復旧	災害の状況：			
求職活動等		活動の内容：			
就 学	通学手段 ・ 時 間	通学手段 徒歩・自転車・バス・自動車・電車・その他 () ※複数手段がある場合は全てに○をつけて下さい。	通学時間 約 分 (往復時間を記入して下さい。)		
	就学 の 目 的	☐ 卒業後就労するため ☐ その他			
	期 間	年 月 日			
	卒業後 の 予 定	(就労日数・時間) ☐ 週 ☐ 月			
その他		保育を行うことが困難と認められる内容			

下記の添付書類を保育を必要とする理由に応じて一緒に提出してください。【遠距離等で日数がかかる場合は就労証明書のみ後日提出可ですが、認定申請書は早めにご提出ください。】

【注意事項】

- ・就労を理由とする場合は、月48時間以上の就労であることが必要です。
- ・求職中の方は認定期間が3か月となるため、期間内に就労証明書を提出してください。
- ・兄弟姉妹分も同時に申請する場合の就労証明書等はコピーして添付してください。
- ・証明日が3か月以内のものに限ります。

添付書類 (以下の中から該当する書類を添付して下さい)

1	居宅外で就労されている方 (予定を含む)	就労証明書(就労内定の場合はその証明を受けて下さい)
	自営(自宅外自営、親族経営等の自営を含む)の場合	就労証明書、自営の証明書類の写し(確定申告書、営業許可証、開業届等)
2	出産前後の方 (出産前8週間・後8週間に限る)	母子健康手帳の写し(氏名と出産予定日が記載されているページ)
3	保護者が学校に在学中の方	在学証明書(入学予定の場合は合格通知等)※期間がわかるもの
4	保護者が病気の方	診断書
5	保護者が障害をお持ちの方	障害による手帳等の交付を受けている方…身体障害者手帳 (1級～4級)、療育手帳 (A1、A2、B1、B2)、精神障害者保健福祉手帳の写し 交付を受けていない方…診断書
6	保護者が介護している方	申立書及び介護が必要であることがわかる書類(診断書、介護保険証の写し等)
7	保護者が求職中の方	確約書
8	その他 (産後6か月までの方)	母子健康手帳の写し(氏名と出産予定日が記載されているページ)

問い合わせ先：甲賀市こども政策部 保育幼稚園課
〒528-8502 滋賀県甲賀市水口町水口6053番地 TEL：0748-69-2180 FAX：0748-69-2298

令和5年（2023年）6月改定